

マイナンバー〈預貯金口座付番制度〉開始のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成30年1月1日から個人番号・法人番号を預貯金口座に紐付ける「預貯金口座付番制度」（以下、同制度）が開始されることに伴い、金融機関では預金口座をお持ちのお客さまへ「個人番号」、「法人番号」のお届出をご依頼させていただくこととなります。

当組合は平成30年1月1日から同制度の開始に伴い、個人のお客さまにつきましては、預金口座の開設時、氏名・住所変更等のお届出事項のご変更時に「個人番号」のお届出をご依頼しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、法人のお客さまの「法人番号」につきましては、国税庁HPにて公開されている情報に基づき、当組合にて確認・付番させていただきますので、原則として法人のお客さまご自身がお届出いただく必要はございません。（ただし、定期預金や外為取引等がある法人のお客さまは、お届出いただく必要があります。）

➤ マイナンバーのお届出に必要なもの

（発行日から6ヵ月以内もしくは有効期限内のもの）

＜個人のお客さま＞

（1）個人番号が確認できる書類

個人番号カード（※）

通知カード

住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書（個人番号記載のもの）

（2）おもな本人確認書類（※）

顔写真付きの本人確認書類1種類（運転免許証、パスポート等）

顔写真なしの本人確認書類2種類（各種健康保険証、年金手帳等）

（※）個人番号が確認できる書類として個人番号カードをお持ちの場合、本人確認書類は不要です。



新潟縣信用組合